

# お知らせ 新型コロナウイルス 3回目の接種が始まります

長門市では新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、12歳以上を対象に接種を実施しており、85%以上の市民が2回目の接種を終えています。

国では、コロナワクチンの効果が時間の経過とともに低下したという報告があることから、2回接種した18歳以上の人を対象に3回目の追加接種を実施することになりました。なお、接種時期については、原則2回目接種からおおむね8カ月以上後とすることとされました。

長門市においても12月から3回目の予防接種を開始します。

## 対象者

2回目接種を終了した18歳以上の人のうち、おおむね8カ月以上経過した人。

## 使用するワクチン

ファイザー社または武田 / モデルナ社ワクチンの予定

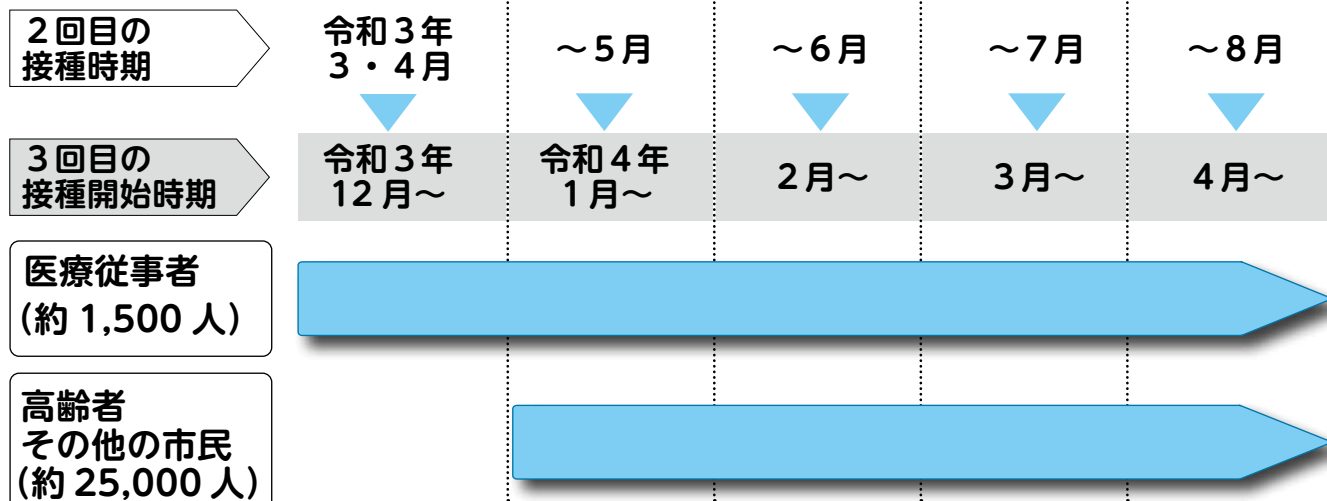
## 接種回数

1回

## 開始時期

12月からです。対象者には、順次、ピンク色の接種券を送付しますので、接種まで大切にお待ちください。

## 12月に医療従事者から開始します



※2回目接種月ごとに接種券を順次発送しますので、届くまでお待ちください。予約方法や接種場所については、送付する接種券に同封している文書をご確認ください。

※コロナワクチンの2回目を受けた後に長門市に転入した人などは、接種情報の確認が必要となりますので、長門市コロナワクチン接種推進室にご連絡ください。

※内容は今後、状況により変更となる場合があります。

## 問い合わせ

### ■接種券などに関する相談

長門市コロナワクチン接種推進室 TEL 27-0156 または 23-1132  
【平日8:30～17:15 ※土日祝日除く】

### ■ワクチン接種の副反応や安全性に関する相談

山口県ワクチン接種相談センター TEL 083-902-2277 (薬剤師が対応)  
【24時間受付】 FAX 083-902-2212

# 人権が尊重された 心豊かな地域社会の実現に向けて

## 12月4日～10日は

### 人権週間です

昭和23年12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と定めています。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする一週間を「人権週間」とし、各種の人権啓発活動を行っています。

- ◆ 法務省では、人権週間の啓発活動重点目標を「みんなで築こう人権の世紀」とし、次の17項目の強調事項を定めています。
- ◆ 女性の人権を守ろう
- ◆ 子どもの人権を守ろう
- ◆ 高齢者の人権を守ろう
- ◆ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆ 同和問題（部落差別）を解消しよう
- ◆ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

- ◆ 外国人の人権を尊重しよう
- ◆ HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ◆ インターネットによる人権侵害をなくそう
- ◆ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ◆ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆ 人身取引をなくそう
- ◆ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

### 問い合わせ

市民活動推進課人権推進室

☎ 23-1299

### 電話・インターネットでの相談

#### ■ 山口地方務局萩支局

Tel 0838 - 22 - 0478

#### ■ みんなの人権 110 番

さまざまな人権問題についての相談

Tel 0570 - 003 - 110

#### ■ 子どもの人権 110 番

いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する相談

Tel 0120 - 007 - 110

#### ■ 女性の人権ホットライン

女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談

Tel 0570 - 070 - 810

### ■ 外国語人権相談ダイヤル

日本語を自由に話すことができない方からの人権相談

Tel 0570 - 090 - 911

### ■ インターネット受付窓口

相談フォームに内容等を入力して送信すると、後日最寄りの法務局からメール、電話または面談により回答  
<https://www.jinken.go.jp/>

### 人権擁護委員への相談

相談日時など、市民活動推進課人権推進室へご連絡ください。  
Tel 0837-23-1299

## 悩んだ ときの 相談は

人権を侵害されたと感じたときは、左記の窓口ご連絡してください。

## 新型コロナウイルス感染症

# 気づこう、変えよう、そのひとつ。すとおっぷ！ワクチン差別

ワクチン接種は強制ではありません。さまざまな理由によりワクチンを打ちたくても打てない人、接種そのものをのぞまない人もいます。そういった人への偏見や差別は絶対にしないようにしましょう。



大切なことです。これらの問題を解決し、国連の持続可能な開発目標（SDG S）が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するには、私たち一人ひとりが人権尊重の重要性を改めて認識し、他人の人権に配慮した行動を取ることが大切です。

今なお、新型コロナウイルス感染症の感染者などに対する偏見・差別、インターネット上における誹謗中傷、いじめや虐待、外国人や障害のある人、ハンセン病患者やその家族などに対する偏見・差別などの人権問題が、依然として存在しています。長門市では、昨年10月に「新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護に関する条例」を制定しました。感染者はもちろん、医療従事者や感染者の家族などに対する偏見・差別は決してあってはなりません。また、今後はワクチン接種の有無による偏見・差別が懸念されています。

今なお、新型コロナウイルス感染症の感染者などに対する偏見・差別、インターネット上における誹謗中傷、いじめや虐待、外国人や障害のある人、ハンセン病患者やその家族などに対する偏見・差別などの人権問題が、依然として存在しています。長門市では、昨年10月に「新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護に関する条例」を制定しました。感染者はもちろん、医療従事者や感染者の家族などに対する偏見・差別は決してあってはなりません。また、今後はワクチン接種の有無による偏見・差別が懸念されています。